

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

社会福祉法人 光輪会

(目的)

第1条 社会福祉法人 光輪会の理事、監事（以下「役員」という。）と、評議員の報酬・費用弁償及びにその支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬（以下「報酬」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 600,000円
- (2) 理事及び監事、勤務1日につき、20,000円
- 2 評議員、勤務1日につき、15,000円とする。

(職員である者の特例)

第3条 社会福祉法人光輪会の職員である者が、役員又は評議員を兼務した場合には、役員又は評議員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員又は評議員が業務のために旅行したときは、費用弁償を支給する。費用弁償の額は、別表1を適用する。

- 2 役員及び評議員が会議の招集に応じた場合は、報酬日額を支給し、費用弁償は支給しない。ただし、会議以外の事項について召集に応じた場合は、日額5,000円を支給する。

別表1

(単位 円)

区分	交通費				日当	食卓料	宿泊料			
	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃			A地域	B地域	C地域	D地域
理事長	実費	実費	1km=22	実費	30,000	4,000	27,000	25,000	22,000	20,000
理事監事	実費	実費	1km=22	実費	12,000	3,000	25,000	23,000	20,000	18,000
評議員	実費	実費	1km=22	実費	8,000	3,000	22,000	20,000	17,000	15,000

注 宿泊料の地域区分は次のとおりとする。

〔A〕 東京都・横浜市

〔B〕 大阪市・名古屋市・札幌市

〔C〕 熊本市を除く残りの政令指定都市 仙台市・さいたま市・千葉市・川崎市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市京都市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市

〔D〕 熊本市を含みそれ以外

(旅行命令等)

第5条 役員又は評議員の旅行は旅行命令によるほか、理事長が発する会議招集通知

による。

(準用規定)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員及び評議員の費用弁償の支給方法については、石路の里職員の例による。

付 則

この基準は、平成29年6月14日から施行する。

この基準は、平成31年4月1日から施行する。